

被扶養者の異動と手続き

被扶養者の異動による手続きをお忘れなく

春は異動の多い季節です。就職で健康保険に加入したり、前年の収入が増えた方はいらっしやいませんか。組合員の皆さまが、被扶養者の状況をいつも正確に把握し、認定要件に該当しなくなった場合は、早急に取り消し手続きをお願いします。遡及して取り消した場合、その間に医療機関で受診した医療費等は、後日共済組合に返還していただくこととなります。また、就職等で新しい健康保険や国民健康保険に加入した後、医療機関で受診するときは、必ず新しい保険証を提示し、種別や番号が変更になったことを受付で申し出てください。

被扶養者の要件を欠く事由	取り消し日
就職(健康保険・国民健康保険に加入)	就職した日(健康保険・国民健康保険に加入した日)
収入の増加(給与収入や事業所得の増加) 恒常的な収入が過去1年間の累計で130万円以上になったとき	給与収入の場合…130万円以上になった月の翌月1日
	事業収入の場合…確定申告した日
公的年金等の受給権発生や年金額の増額改定 障害の年金または60歳以上の年金受給者は年金を含めた恒常的な収入が180万円以上になったとき(それ以外の人は130万円以上)	裁定通知書または改定通知書が交付された日
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日
離婚	離婚届の受理日
配偶者の父母など、同居が認定要件である人の別居	別居した日
扶養者の変更	変更した日
死亡	死亡した日の翌日

給付金等の振込口座について

「ゆうちょ銀行」口座への給付金等の振込みが可能になります

(平成21年4月10日送金分から)

共済組合からの給付金・助成金・貸付金または共済組合へ預け入れされている貯金の払戻金(以下「給付金等」といいます。)を受け取るための届出口座について、これまで「ゆうちょ銀行(旧郵便局)」は除いておりましたが、本年1月5日より「ゆうちょ銀行」と他の金融機関との間で相互振込が可能となったことに伴い、共済組合においても給付金等の振込先金融機関に「ゆうちょ銀行」を新たに追加いたしました。

ただし、当共済組合における実際の対応は、金融機関等におけるシステムの対応状況および振込みの確実性を確保するため、平成21年4月10日(金曜日)の給付金等の送金分より対応することといたします。給付金等の届出口座を「ゆうちょ銀行」へ変更される場合は、『給付金等振込口座指定変更届』により所属所の共済事務担当者を經由して共済組合へ変更の届出をお願いします。

■振込口座の確認をお願いします

共済組合へ届け出ている口座を解約したり、結婚して名義を変更していないなどの理由で、給付金等の送金ができないことがあります。

また、最近では金融機関の統廃合などで口座番号が変わっていることが多くなっています。

届出口座に変更がありましたら、速やかに所属所の共済事務担当課を經由して共済組合へ届け出てください。

住所変更の届出について

昨年4月から「特定健康診査及び特定保健指導」や「長寿(後期高齢者)医療制度」が開始され、当共済組合ではこれまでよりも正確な住所管理が必要となっております。

このため、共済組合へ届け出ている、組合員の皆さま及び被扶養者の皆さまの住所に変更が生じた場合は、速やかに所属所の共済事務担当課を經由して共済組合へ届け出てください。

組合員証等は大切に

組合員証や組合員被扶養者証等は、皆さまが医療機関で受診する際、共済組合の組合員や被扶養者であることを証明する大事なものですから大切に保管してください。

もし盗難や紛失があった場合、有効期限が付いていないことからさまざまトラブルのもとになりかねません。必ず警察へ届け出ると同時に、所属所の共済事務担当課を經由して共済組合へ速やかに再交付の申請を行ってください。

また、記載してある氏名生年月日等に変更や誤りがあった場合は、速やかに所属所の共済事務担当課を經由して共済組合へ届け出てください。

退職後あるいは有効期限を経過した組合員証等は直ちに所属所の共済事務担当課を經由して共済組合へお返しください。